



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2014年10月(第31号)

すっかり秋らしい気候になりました。そろそろ紅葉が気になる頃ですが、みなさまはどこへ紅葉狩りに出かけますか。

「事務所だより10月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問合わせください。

この号の内容

- 1 年末調整の準備を始めましょう
- 2 高年齢雇用継続基本給付金とは？
- 3 11月30日は「年金の日」
- 4 当事務所から

年末調整の準備を始めましょう

今年もまもなく年末調整を行う時期となります。年末調整は賞与や毎月の給与の支払いの際に源泉徴収した税額と、その年に納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続きで、所得税の源泉徴収の総決算ともいえるべき、とても大切な手続きです。今回は年末調整の流れとポイントをご紹介します。早めの準備で漏れのないように行いたいですね。

■ 手順

- 1) 従業員への申告書の配布と回収（11月初旬）
 - ①平成27年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
 - ②配偶者特別控除申告書・保険料控除申告書
- 2) 回収した上記申告書の内容確認
 - *住宅借入金等特別控除申告書についても確認
- 3) 源泉徴収簿の整理（12月）
 - ①総支給額 ②社会保険料控除額 ③源泉徴収税額
 - *本年度入社者については前職分も合算する。
- 4) 配偶者特別控除申告書・保険料控除申告書等による控除額を踏まえて算出年税額を計算。さらにその額から住宅借入金等特別控除額を控除し、年税額を計算する。
- 5) 年税額に復興特別所得税額を加算して本年度の年調年税額が決定。
- 6) 源泉徴収票の発行
- 7) 給与支払報告書の作成および申告（翌年1月末まで）
 - 従業員ごとに給与支払報告書を作成し、各市区町村へ届出る



【詳しい内容はこちらをクリック】

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2014/01.htm>

高年齢雇用継続基本給付金とは？

雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金をご存知ですか。60歳到達時に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の被保険者であり、かつ一定の要件を満たした方に支給されます。この給付金は高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。実際に60歳以後に再雇用されるケースで多くの方が受給しており、支給額は最高で再雇用後の賃金の15%相当額です。

また、高年齢雇用継続給付金と在職老齢年金（厚生年金保険に加入したまま受給する年金）の両方を受給する場合は、在職老齢年金が一部減額されることになっています。



11月30日は「年金の日」

厚生労働省では“国民お一人お一人「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日”として11月30日（いいみらい）を「年金の日」とすることとしました。「年金の日」の取り組みとして、当日（11月30日（日））は全国の年金事務所や街角の年金相談センター（一部を除く）で休日年金相談を実施します。また、「ねんきんダイヤル」等の携帯電話からの通話料を11月25日（火）から12月5日（金）の期間で引き下げることにしています。皆様も高齢期に備え、手軽に年金額を確認できる「ねんきんネット」を活用されてはいかがでしょうか。

【詳しい内容はこちらをクリック】



<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052617.html>

当事務所から



事務所日より10月号はいかがでしょう。

「石の上にも3年」と言いますが、当事務所を開設して丸三年が経ちました。お陰様で本当にたくさんの方に支えていただき現在に至っています。人のために力を尽くすと、自分に返ってくる。この3年間で感じたことです。これからもスタッフ共々より良いサービス提供のために頑張っていきます。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 1209号

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-3354

(部屋番号とFAX番号が変更になりました)

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美